

議案第62号

日出町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部  
改正について

日出町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

日出町長 安部徹也

日出町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

日出町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成3年日出町  
条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「指定工事店は、」の次に「営業所ごとに、管理者からの  
登録を受けている」を加え、「として管理者の登録を受けた者を置か」を「のう  
ちから、責任技術者を選任し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任するこ  
とを妨げない。

第8条の2第2項及び第3項中「規定による」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理　　由

アナログ規制の見直しに伴い、排水設備工事責任技術者の常駐・専属要件を廃止するため、条例の一部を改正したいので提出する。